

～第3次豊岡市男女共同参画プラン～
職場における男女共同参画
【概要版】

働きやすい職場づくりを目指して



ひまわりの花言葉（「あなたは素晴らしい」「光輝」など）が示す意味と太陽に向かって大輪の花を咲かせる姿が、明るい未来社会をイメージさせるため、シンボルとしています。

「男女共同参画社会」って？

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる社会のことです。

女性は男性と共に職場を支える重要な存在で、女性が持つ意欲と能力は、企業の発展に大きく関わっています。また、働く場においても、従業員一人一人が、性別に関係なく、生き生きとその人らしく働ける職場環境をつくるのが、企業の成長や活力につながります。

男女が対等なパートナーとして働くことができるよう、また、仕事と家庭生活や地域活動などのバランスをとりながら安心して働くことができるよう、企業の取組がますます重要になってきています。



あなたの職場は大丈夫？

- お茶は女性が出した方が印象がよいと思いませんか？
- 男性は育児休業を取得してまで子育てをする必要はないと思いませんか？
- 女性は子どもが小さいうちは、育児に専念すべきだと思いませんか？
- 女性は管理職に向いていないと思いませんか？
- 男性が残業や休日出勤をして長時間働くことは、やむを得ないと思いませんか？
- 男性は「家庭第一」より「仕事第一」の方が望ましいと思いませんか？
- 性的な話題もコミュニケーションの一つであり、職場でも必要だと思いませんか？
- 女性の上司の下では男性は働きにくいと思いませんか？
- 営業は接待能力が要求されるので、女性より男性の方が向いていると思いませんか？
- 自分の意見をハッキリ言う女性を敬遠していませんか？



〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

豊岡市 地域コミュニティ振興部生涯学習課 / 環境経済部エコバレー推進課
TEL 0796-23-0341(直通) / TEL 0796-23-4480(直通)
FAX 0796-29-0054 / FAX 0796-22-3872

働きやすい職場づくりで

ワーク・ライフ・バランス

ポジティブ・アクション

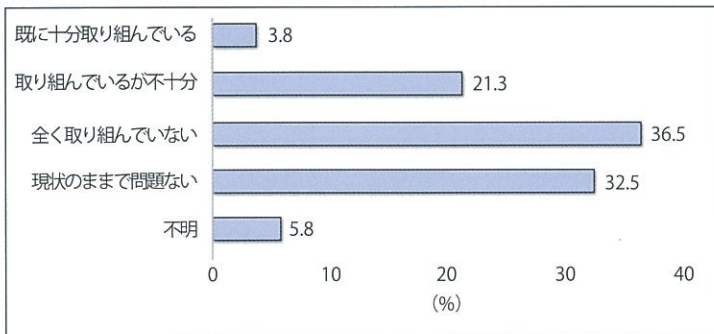
ハラスメント対策

◆ワーク・ライフ・バランスは経営戦略の重要な柱：「明日への投資」

自分の能力を発揮すること。幸せな家庭生活を送ること。その両方が充実してこそ、男性も女性も生き生きと暮らせるのではないのでしょうか。

育児・介護休業制度の導入や柔軟な働き方の促進など、従業員が働きやすいよう取組を進めることで従業員の満足度や仕事への意欲が向上するだけでなく、優秀な人材が辞めないですみ、コスト削減や生産性の向上、更には企業のイメージアップに繋がります。

【ワーク・ライフ・バランスの取組について】



資料：「男女共同参画社会の実現にむけての事業所調査」豊岡市（平成27年度）



※事業所調査で、「既に十分取り組んでいる」と回答した事業所は、826社の中17社(3.8%)と非常に低い数字となっています。

◆ポジティブ・アクションで、職場に活力を！！

ポジティブ・アクションとは、事業主が固定的な男女の役割分担や過去の経緯から生じている男女間格差を解消するために行う取組です。

男女雇用機会均等法では、募集・採用・配置・昇進等の際に、性別による差別を原則、禁止しています(ポジティブ・アクションとして「女性優遇」の取組を行うことは、法に違反しません)。

また、ポジティブ・アクションに対しては、国からの支援が受けられます。

ポジティブ・アクション

事実上生じている格差

- ・管理職には女性がほとんど配置されていない。

- ・女性が少ない職場に積極的に女性を採用する
- ・女性に対し、役職への昇進・昇格試験の受験を奨励する など

企業にとってプラス

- ◎性別にとらわれない公正な評価が、従業員のモチベーションを高める
- ◎結婚や子育てによる退職が減り、採用や教育のためのコストを削減できる
- ◎性別に関係なく、多様な人材の能力が発揮される

両立支援等助成金【平成28年度】

従業員の職業生活と家庭生活の両立支援や、女性の活躍推進に取り組む事業主等に対して、次の5種類の助成金制度があります。

- ①【事業所内保育施設設置・運営等支援助成金】
- ②【出生時両立支援助成金】
- ③【介護支援取組助成金】
- ④【中小企業両立支援助成金】
- ⑤【女性活躍加速化助成金】

※詳しくは、【厚生労働省ホームページ】<http://www.mhlw.go.jp/>

トップページから「両立支援等助成金」でサイト内検索

企業の活力が UP します!!



◆なくそう!! 職場のハラスメント(嫌がらせ)!

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどのハラスメントは、いずれも個人の尊厳を傷つけ、職場環境を悪化させるものですが、従業員の勤労意欲や企業評価の低下など、企業経営に与える影響も小さくありません。

平成28年度に実施した人権に関する市民意識調査では、市民のおよそ10人に1人が職場でハラスメント被害を受けたことがあると回答しています。

ハラスメント防止対策は、男女雇用機会均等法で事業主に課せられた義務であるとともに、企業活力を向上させ、業績アップを図る手段の一つです。

予防するために

- ① トップのメッセージ発信
- ② 社内ルール作成
- ③ アンケートによる実態把握
- ④ 教育・研修の実施
- ⑤ 周知・啓蒙

解決するために

- ① 相談・解決窓口の設置
- ② 対応責任者の設置
- ③ 再発防止研修

(厚生労働省: パワーハラスメント対策導入マニュアルより)



◆それぞれの企業で、できることから始めましょう!!

従業員のニーズを聞きながら、それぞれの企業規模や職場環境に合った取組を検討して、まずはできることから始めましょう。

★ 取組の例 ★

育児や介護、配偶者の転勤等を理由に退職した従業員を再雇用する。

仕事と家庭の両立や、能力のある女性が活躍する企業を目指しているという企業理念や取組姿勢をホームページなどで公表して意思表示する。

勤務体制や休暇など、働き方に関する制度を柔軟にする。(ノー残業デーなど)

仕事と家庭の両立支援のための法律

- 次世代育成支援対策推進法…仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備など
- 育児・介護休業法…育児休業、子の看護休暇、子育て中の短時間勤務及び所定外労働の免除制度、法定時間外労働の制限、深夜業の制限、介護休業、介護休暇、介護のための短時間勤務制度等

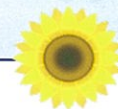
※詳しくは、兵庫労働局へ(各種助成金制度があります)

<http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

【第3次豊岡市男女共同参画プラン】

平成29年3月末で第2次5年間の計画期間が満了することから、平成29(2017)年度から5年間を計画期間とする「第3次豊岡市男女共同参画プラン」を策定しました。

豊岡市は、多様な性の存在を認め、すべての人が尊重され、職場・家庭・地域・学校の中で、一人一人が自らの意思に基づき、個性に応じた役割を担い、責任を果たし、自分らしい生き方を選択できる社会の実現を目指します。



基本理念 **だれもが暮らしやすい社会**

基本理念を具体化するために、三つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の柱を設定し、実効性のあるプランを目指します。

3つの基本目標と11の柱

基本目標	施策の柱	施策	
I だれもが互いを尊重し、自分らしい生き方を選択できる	(1) 固定的性別役割分担がなお根深いことへの気付き	① 積極的な広報・啓発の実施	
		② 関連情報の収集・提供の充実	
	(2) 子どもの頃からの人権教育(ジェンダー平等教育)と生涯学習の推進	① 学校園における男女共同参画のための教育・保育の推進	
		② 生涯学習機会の提供・拡大	
	(3) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上	① 積極的な広報・啓発の実施	
		② 学習の場の提供	
II だれもがあらゆる分野に参画し、協力できる	(1) 雇用分野における男女平等の推進とだれもが働きやすい環境の整備	① 就業にかかる諸制度の積極的な周知・啓発	
		② 女性の雇用・就業・起業等のための支援	
	(2) 職場・家庭・地域・学校における女性の意志決定機会の向上と政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 女性従業者の積極的な登用	
		② 市審議会や各種団体への女性の参画促進	
	(3) 職場・家庭・地域・学校における協調と自立の推進	① 男性の家事・育児・介護等への積極的な関わりの促進	
		② さまざまな分野における女性の参画の推進	
	(4) 仕事・家庭・個人的生活のバランスを可能にする諸条件の整備	① 多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進	
		② 多様な働き方への支援	
	III だれもが安全・安心に暮らすことができる	(1) 性差に応じた健康支援とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進	① 性差に応じた健診や医療の充実
			② リプロダクティブ・ヘルス/ライツの浸透
		(2) 職場・家庭・地域・学校におけるあらゆる暴力の根絶	① 暴力を許さない教育・啓発の推進とネットワーク体制の充実
			② DV等被害者への相談及び支援体制の充実
(3) 生涯にわたって安全・安心に暮らすことができる地域づくり		① 子どもの育ち支援策の充実	
		② 介護支援策の充実	
(4) あらゆる社会排除の解消と社会包摂の実現		① 地域でのネットワークづくりの推進	
		② あらゆる社会的マイノリティに対する理解の浸透	
		③ 生活困難者への生活支援	
IV 計画の推進体制		① 市役所の自らの取組強化	② 計画の点検と評価
		③ 制度周知などによる民間団体の取組強化	④ 市民啓発の充実